

第14回接続委員会 議事概要

日時 平成23年2月16日(水) 14:00~14:45
場所 共用1001会議室(総務省10F)
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、佐藤委員、
関口委員、藤原委員、森川委員
事務局 原口電気通信事業部長
(総務省) 古市事業政策課長
二宮料金サービス課長、
吉田料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐、
岡井料金サービス課課長補佐、
栗谷料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

- 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書(案)を一部修正の上、電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

東海主査：一種指定制度では設備のボトルネック性に着目し、エッセンシャルファシリティを有する事業者に対して接続会計規則を定め、これまで運用してきたが、設備のボトルネック性のない二種指定制度では接続料算定の透明性を高める会計情報とのリンクが無かった。省令案において「接続会計」という言葉を使っているが、一種指定制度の「接続会計」とは別の意味で使っていることを留意いただきたい。

藤原委員：考え方3の「情報開示」について、KDDIの意見の趣旨は、非二種指定事業者も二種指定事業者と同様の情報を公開すべきということではないか。非二種指定事業者に関してのみ情報の取扱いをセンシティブにするという濃淡をつける理由があるのか。

事務局：まず、省令案の対象は二種指定事業者であり、二種指定事業者は規定を遵守しなければならない。他方、非二種指定事業者には、自主的な取組として公表等をお願いするもの。開示する情報に関しては、非二種指定事業者も省令案の趣旨を踏まえた同程度のものであり、一般論として記載しているところ。

藤原委員：省令案の範囲内で二種指定事業者に対して公表を求めるものについて、経営上の秘密に抵触しないのか。

東海主査：考え方3の情報開示については、一種指定に係る接続会計にせよ、二種指定に係る接続会計にせよ、電気通信事業会計にせよ、基本姿勢として慎重にしなければならないという趣旨で書いたのだろうが、あえてここで記述する必要はないと考える。

藤原委員：考え方7において、会計の整理・公表を求めておきながら「留意する」と記載する趣旨如何。今後、細目を決める際に調整の余地があって、その際に影響するのか。

事務局：細目を決めるというよりも、省令案の第11条に規定する会計監査人による証明の在り方について、今後、関係者と詳細を検討したいと考えている。

藤原委員：該当箇所が省令案の第11条に規定する会計監査人の証明のみを指すのであれば、そのことが分かるように書くべき。現状では省令案全体に対する記載と読める。

東海主査：正確に記載すべきという点については、同感である。一種指定に係る接続会計と異なり、二種指定に係る接続会計では電気通信事業会計と重複する部分がある。再度監査をやり直すと負担は大きい。重複する部分については省略しながら、固有の部分についてのみ監査等を求めるということであれば、「具体的な展開に当たっては」という趣旨の記述を追記し、明示すべき。

関口委員：非二種指定事業者に対して任意での公表を求めることを、制度として説明するのは苦しいのではないか。考え方3にある「情報開示」についても、一般論でやや異質な存在であることも同感であるが、非二種指定事業者に強制するような文言にはできず、表現が難しい。ただ、制度の枠組みは、少なくとも接続料について、一定のルールの下で、双方が納得いくような形での算定に資するという点では良いのではと思う。

東海主査：非二種指定事業者に対しても前向きな公表を促す環境を強く望むところだが、二種指定事業者に対して、会計規則をまずスタートさせることが重要だと考える。「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」も運用しながら、移動体の電気通信事業に関わる方の自主的な意思で、真摯に受け止めていただければと思っている。

佐藤委員：省令案については、接続料算定の透明性を図り、接続事業者の検証可能性を高めるという点で、一昨年の接続ルール答申の際の議論が形になっていると思う。その上で、①今回の省令案により何が変わるのか、接続料の低廉化が見込めるのか、②接続料に関する非二種指定事業者の情報開示についてどう扱われているのか、について伺いたい。特に、非二種指定事業者については、総務省が要求した場合には必要な情報が出てくる見込みはあるのか。

事務局：一つ目の問いについては、今後、移動電気通信役務収支表により営業費用の細分化された情報が公表されることで、接続事業者からの検証及び事業者間の交渉の円滑化に資することが期待される。

佐藤委員：他事業者の検証により、関係のない費用等をコストから除外することが可能と

なるということか。営業費は除外するようにガイドラインに書いてあるのか。

事務局：然り。ガイドライン上は、営業費を抜いて算定するよう規定されている。

二つ目の問いについては、非二種指定事業者は法令上接続料を総務大臣に提出・公表することは求められていないが、一昨年の接続ルール答申においても自主的な取り組みへの期待が示されているところであり、その後策定されたガイドラインにおいても非二種指定事業者に対して同ガイドラインの尊重を求めている。

佐藤委員：非二種指定事業者の接続料は公表されているのか。

事務局：公表されているものもあれば、されていないものもある。

東海主査：今回新たに作成を求める移動電気通信役務収支表はすでに事業会計規則に規定されている移動電気通信役務損益明細表と比較して各費目が大変細かく規定されており、接続料に係る事業者間協議において大きな意味を持つと考える。一種指定制度におけるスタックテストに近い役割を期待したい。非二種指定事業者においても、法令上の規定とは別として、積極的な対応を期待したい。また、当接続委員会で議論することではないかもしれないが、今後は二種指定制度全体の見直しも視野に入っているのではないかと思う。

東海主査：意見に対する考え方については一部修正があったが、大きな点ではなかったの
で、修正は事務局と主査の方でお任せいただき、2月22日の電気通信事業部会で報告
させていただくということによろしいか。(異論なし)

以上